

滋賀のアーカイブズ

滋賀県県政史料室だより 第5号

平成30年9月1日発行

編集・発行

滋賀県県政史料室

(滋賀県県民生活部

県民活動生活課県民情報室内)



西明寺境内見取図【明せ19 (37)】

目次

- ・【特集】明治150年特別展「湖国から見た明治維新」の開催 …P2～3
- ・【簿冊解説③】「古社寺調書編冊」と文化財保護 …P4
- ・【利用者の声】明治期の西近江路（松野孝一） …P5
- ・【史料室の瓦版】展示スペースの拡張 …P5
- ・【湖国こぼれ話⑤】明治時代の公文書管理 …P6～7
- ・催し物案内／利用案内／アクセス …P.8

【特集】明治一五〇年特別展

「湖国から見た明治維新」の開催

企画概要

明治一五〇年特別展「湖国から見た明治維新」は、本県が所蔵する歴史的文書（歴史公文書等）の紹介を通じて、明治期の滋賀県政の歩みを振り返る連続企画です。平成三十年（二〇一八）一月から開催中で、翌三十一年一月まで、全四回にわたり展示を予定しています。関連する講演会もご用意しました。

【展示】

第一期 「滋賀県の誕生」

期間 平成30年1月22日～4月19日

第二期 「文明開化と滋賀県」

期間 平成30年4月23日～7月19日

第三期 「白熱する滋賀県会」

期間 平成30年7月23日～10月18日

第四期 「溢れる琵琶湖、出征する県民」

期間 平成30年10月22日～31年1月24日

【講演会】

「琵琶湖の水運史―汽船と鉄道の時代を中心に―」

日程 平成30年11月21日

講師 太田浩司氏（長浜市市民協同部学芸専門監）

展示の特徴

(1) 明治時代全体を扱った通史的展示

本企画の第一の特徴は、維新前後だけでなく、明治時代全体を扱った通史的展示としたことです。こ

れまで当室では、年間五～八回のペースで企画展示を開催し、平成二十九年末段階で、全六七回に達しています。それぞれの展示では、多様な観点から県政の歩みを紹介してきましたが、その一方で全体像が見えづらいという難点がありました。歴史的文書を読み解くには、調べたい事柄に関わる時代背景の理解が欠かせませんが、本県の県史は、戦後に「昭和編」しか刊行されておらず、明治期の県政史が手薄という課題も抱えていました。そのため本展示では、開室から十年間の集大成的な構成を意識したのです。

第一期は明治元年から十年頃までです。大津裁判所の設置から、「滋賀県」という行政区画が成立するまでの経緯を中心に紹介しました。小学校や地方民会（後の県議会）に関わる県政草創期の公文書を数多く展示しています。

第二期は明治十一年から二十一年頃までです。いわゆる地方三新法（統一的な地方制度を定めた三つの法律）期を対象とし、県会や郡役所など、新たな地方制度が整備された時期を扱っています。県庁舎が円満院から現在の位置に新設されたのもこの頃です。

第三期は明治二十二年から二十六年頃までです。県庁舎の彦根への移転建議や、坂田・東浅井両郡の分合などをめぐって、県会が大いに白熱した時期です。特別展のなかで最も対象時期は短いものの、大津事件を含めて、県政史上重要な事件が数多く起こっています。

第四期は明治二十七年から四十五年頃までです。

日清・日露という二度の対外戦争が起こり、琵琶湖大水害、姉川地震などの大災害も頻発した時期です。郡の分合問題が落ち着きを見せ、ようやく府県制・郡制が施行されています。

以上、本特別展では、明治時代を四つに時期区分し、県政史を中心とした通史的展示を心がけました。おおむね十年単位ですが、地方制度上の画期や時代像のまとまりを意識しています。今回の展示を通じて、これまで断片的に紹介してきたテーマや事件が県政史の流れの中で理解できるようになったのではないかと考えています。

(2) 地域史の視点を重視

第二の特徴は、展示名の「湖国から見た」に表れているように、地域史の視点を明確にしたことです。明治維新後、急速に進んだ日本の近代化は、中央政府の主導性が大きいことで知られ、ともすると国の政策をなぞるだけの展示になりやすいものです。しかし、それでは全国どこでも同じような内容になってしまいますし、実際に歴史的文書に触れてみると、それぞれの地域で様々な模索の痕跡が見られます。

そこで本展示では、国の政策を意識しつつも、なるべく県の独自性が見られる文書を優先的に選ぶこととしました。国の政策に従うだけの受動的な地方像ではなく、主体的に時代と向き合う地域の姿を示そうと考えたからです。全国どこでも見られる文書ではなく、当室でしか閲覧できないものを基本的には選択しています。

例えば、小学校の設立に関わっては、「学制」の公布という著名な太政官布告を所蔵していますが、展示では取り上げていません。実際に紹介したのは、「立校方法概略」と呼ばれる県の法令です。同文書では、小学校にかかる費用を戸数割で集めるよう定めていますが、極貧者の出資を免除したり、私学・私塾の活用を認めるなど、県民の負担を考慮した柔軟な運用法が示されています。このような県独自の法令を紹介することで、小学校の設立という国の政策が、地域でどのように具体化されていたかを知る手がかりとなるでしょう。

また本展示では、琵琶湖疏水(琵琶湖と京都を結ぶ水路)開削に関して、内務・農商務両省に宛てた県の上申書を紹介しています。同疏水は、東京奠都(てんと)で衰退した京都の産業振興に大きな役割を果たしたことで知られていますが、当時の滋賀県では水不足を心配する声が大きかったようです。同文書によれば、県の勸業諮問会において、京都までの水路開削は「到底有害無益ノ事業ナリ」との意見も出されたようで、早魃時の湖水の減量を予防する措置をとるよう求めています。実際に工事中には、大津西部一帯で井戸水が枯れる事態が発生しており、県民の心配は単なる杞憂ではなかったようです。同疏水は、京都を代表する近代化遺産の一つですが、滋賀県側の視点から開削事業を紹介することで、地域開発がもつ多面的な意味を伝えることに努めました。



展示ポスター

(3) 利用促進のための展示

第三の特徴は、今回の展示に限りませんが、展示のための展示ではなく、今後の利用促進を見据えた展示であるということです。公文書館の展示の主な役割とは、所蔵文書を広く紹介することで、同文書の利用を促すことにあります(公文書管理法第二三条)。そのため、展示文書の選定には、利用者が関連テーマを調べる上で欠かせない文書を優先的に選ぶこととしました。単に物珍しい文書を紹介しても、後日利用者が申請書を提出してまで、現物を確認することはまれです。自治体史の史料編に収録されるような汎用性の高い文書を探り当て、その存在を広く県内外の人びとに知ってもらうことにこそ、展示の第一義的な役割があると考えます。明治一五〇年企画であっても、長期に渡って意味のある展示にな

るように、なるべくこの視点は外さないよう心がけました。

企画終了後は、ホームページ上で全ての展示文書の写真(キャプション付)と図録を掲載しています。普段当室で受けるレファレンスの一定数は、この掲載文書に関わるもので、閲覧申請につながる事例も数多く見られます。展示にかかる労力は決して小さくありませんが、一度準備した展示物はその場限りのものではなく、確実に室の財産となり続けるものなのです。

おわりに

以上、簡単ではありますが、今回の展示を企画する際に心がけた三つの特徴を紹介してきました。本展示を通じて最も伝えたかったことは、公文書を含めた広義の地域史料を次代に残すことの重要性です。明治維新の歴史の評価は、立場や見方によって様々な解釈がありえますが、地域に生きる人びとにとつての意味合いは、地域史料を通じてしか迫ることができません。県の歴史的文書は、県内で実施された様々な近代化政策の記録であるとともに、賛否含めた県民の諸反応の記録でもあります。明治維新という歴史的な大事件を単なる年表上の出来事にとどめずに、現在私たちが生活する地域社会の視点から捉え直す上で、格好の材料となるでしょう。このような地域史料が適切に保存されていなければ、中央政府や一部の指導層の立場からだけでは、歴史的な事件を理解できなくなるのです。(大月 英雄)

【簿冊解説③】
「古社寺調書編冊」と文化財保護

滋賀県には歴史ある社寺が数多くあります。近代以降、文化財保護の動きの中で、これらの社寺は調査・修理・保護されてきました。しかし、当初はどのような文化財があるのかも分かっておらず、全国で宝物や建造物を把握するための調査が行われます。本コーナーでは、その調査のために明治期に作成された「古社寺調書編冊」をご紹介します。

日本における文化財保護の動きは、明治四年(一八七二)五月二十三日布告の「古器旧物保存方」に始まります。この法令は、明治維新直後の廃仏毀釈や、文明開化に伴う「厭旧尚新」思想による旧物の破壊・散逸からこれらを守ることを目的として制定されたものです。古器旧物(建造物は含まない)の「保全」をうたい、その目録の提出を府県に求めています。一方の建造物は、明治十三年に社寺保存内規が定められ、古社寺の営繕費を下付する仕組みが整えられました。ただし、古社寺の維持基金としての性格が強く、文化財としての関心は希薄でした。

そのような中、明治二十八年二月四日、衆議院に「古社寺保存ニ関スル建議案」が提出され、翌三月四日に可決、採択されました。建議では「美術ノ淵源」である古社寺(特にその宝物類と建造物)の保存が明記されています。

同年四月五日、この建議をもとにした内務省訓令

により、全国の府県道は管内の保存すべき古社寺などの取り調べを命じられます。これを受け滋賀県は、各郡役所・町村役場にその調査を命じました。この時作成されたものが、今回ご紹介する文書群「古社寺調書編冊」です。調査結果は、各町村長により寺院・神社・名勝及旧跡に分類の上で二部作成され、一旦郡で取り纏めと事実審査を行い、知事へと進達されました。

提出された調書は、一部が国に提出され、もう一部は「寺院建造物等調書編冊」【明す658】【明せ15、16、19、53、55、58】、「神社建造物等調書編冊」【明せ17、18、20、52、54、56、57】、「名勝及旧跡調書」【明せ105合本2】として、本県所蔵の歴史的文書に残されています。

このような調査を通して、古社寺の実態は次第に明らかになってゆき、翌年には、保存すべき社寺の選択、保存の順序、保存方法、保存費等を審議するための古社寺保存会が組織されます。さらにその翌年の三十年六月五日には「古社寺保存法」が公布され、社寺が所有する文化財である建造物と宝物類の保護が進められていくのです。

このような過程で作成された「古社寺調書編冊」は、①所在地、②名称、③祭神・本尊、④事由、⑤建物・碑碣の名称・間数・坪数・建設年代と図面、⑥境内・境域、⑦永続基本財産、⑧宝物、⑨境外所有地、⑩境内絵図面の十項目から成ります。文化財としての社寺の調査を目的としていることもあり、建築図面

(本頁写真)や境内の絵図面(表紙写真)が充実していることが特徴です。滋賀県下の社寺すべてではありませんが、寺院等466件、神社等353件、名所旧跡等7件がまとめられており、明治中期の社寺の様子を現在に伝える貴重な史料といえます。

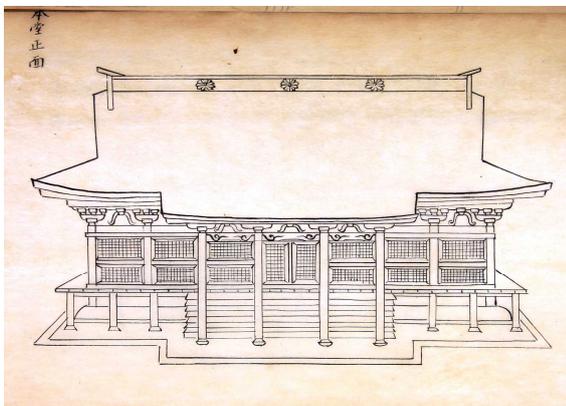
(岡本 和己)

【参考文献】

- ・西村幸夫「建造物の保存に至る明治前期の文化財保護行政の展開―歴史的環境―概念の生成史 その1」『日本建築学会論文報告集』第三四〇号、昭和五十九年六月、一〇一〜一二〇頁。
- ・西村幸夫「明治中期以降戦前における建造物を中心とする文化財保護行政の展開―歴史的環境―概念の生成史 その2」『日本建築学会論文報告集』第三五一号、昭和六十年五月、三八〜四七頁。

1 「管内古社寺並著名社寺及名所旧跡の建造物並碑及著名の宝物類にして、保存ヲ要するもの調査方の件指令」(内務省訓令第三号)【明す615合本3(104)】。

2 「古社寺並著名社寺名所旧跡建造物碑碣宝物等保存を要すべきもの取調」(滋賀県訓令第二十五号)【明す70合本2(63)】。



西明寺本堂正面【明せ19(37)】

【利用者の声】

明治期の西近江路(北国海道)

大津市 松野孝一

私が大津市の唐崎地区に移り住んで、およそ三五年になります。年を重ねるにつれ、同地区に愛着がわくようになり、江戸時代は叡山文庫の古文書・絵図、明治以降は県政史料室の公文書・地図によって、少しずつ近隣の歴史を調べるようになりました。

私が近年、関心を抱いている対象が「西近江路」です。かつては北国海道とも呼ばれ、古代以来、湖西の幹線道(北陸道)として利用されました。中山道から分岐して、湖北地方を縦断する北国街道とは、「海ノ街」の字が異なる別の道です。平成二十六年、そのあらましを『坂本城と北国海道』という小冊子にまとめましたので、少しご紹介しましょう。

明治六年(一八七三)八月、大蔵省は河港道路修築規則を定め、河川や港、道路の等級基準を示します。「全国ノ大経脈」にあたるものを一等道路、一等道路に接続する脇道を二等道路、村の経路などを三等道路と定めました。翌七年五月、県は西近江路を「二等道路」と区分しています。

同九年六月、太政官は従来の道路等級を廃止し、新たに国道・県道・里道の区分を設けます。同十年一月、県は西近江路を「県道一等」に相当すると内務省に報告していますが、全国の路線調査のため、正式な認定は大幅に遅れたようです。

歴史的文書のなかで、西近江路が変更された形跡

を見つけました。明治十八年一月、県より内務省に提出された「県道変換ノ儀伺」です。この伺書によれば、西近江路のうち、錦織・南滋賀両村を通る箇所は、琵琶湖に面し、水害の被害が大きかったようです。そこで、少し内陸部に移動して、新道が作られることになりました(写真)。道幅も八尺(二・四メートル)から、十尺(三・〇メートル)に広げる計画で、無事に内務省から許可がおりたようです。この伺書をはじめ、歴史的な文書には、唐国地区の歴史を示す文書が多数残されています。今後もう少し、知られざる歴史を紐解いていくつもりです。



県道西近江路変換の図面【明う107(117)】

【史料室の展版】
展示スペースの拡張

県政史料室では、本年度より展示ケースを増設し、運用を始めました。新しい展示ケースは二台で、一台の外枠の長さは、縦四四cm×横一八〇cm×高さ一〇〇cmとなっています。「琵琶湖森林づくり事業」の一環として、県内で切り出された木製素材を使用しています。

今回の増設により、一度に展示できる史料が一・五倍となり、より見ごたえのある企画展をご覧いただけます。長大な絵図の展示も可能となりました。今後も、より多彩で充実した展示を企画していきますので、ぜひ新しくなった県政史料室にお越しください。



新しい展示ケース

【湖国こぼれ話⑤】
明治時代の公文書管理

近年、財務省による決裁文書の改ざんや、自衛隊の日報問題を通じて、公文書管理のあり方が大きな社会的関心を集めるようになりました。公文書とは、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源(公文書管理法)ですが、その管理の実態は、これまであまり知られてきませんでした。そこで今回は、明治時代を中心に、本県の公文書管理の歴史をご紹介します。

簿書専務の文書事務

明治五年(一八七二)一月、大津県から改称した滋賀県では、県治条例に基づき、新たな職制が定められます¹。県庁の事務は、庶務・聴訟・租税・出納・監察の五課に分けられ、文書を取り扱う部署として、庶務課に「簿書専務」が設けられました。

発足当初の官員は、小島岩雄(平民、五八歳)、河村勇吉(元八戸藩士、四三歳)、伊藤紀(元円満院宮家士、三一歳)、岡田光太郎(平民、一九歳)、内堀義十郎(平民、一九歳)、一井健次郎(不明)の六人です。特に伊藤は、その後も一貫して文書事務を務めた人物で、明治期の滋賀県を代表する「アーキビスト」(文書管理の専門家)といえるでしょう。

簿書専務の事務は、狭義の文書管理にとどまらず、「布達」(明治八年以前は布令)と呼ばれる法令の告示に深く関わりました。布達の文案は、戸籍専務や

社寺専務など、各事務の担当部署が作成し、その発令には、県令の決裁を得ることになっていました(稟議制、写真①)。その後、簿書専務はその文案に目を通し、誤りがないか確認(「勘署」)する役割を担ったようです。さらに同専務は、布達草案(後の原議)の清書もこなし、少なくとも明治十一年以後は、全ての布達草案を清書しています。

県令の決裁を経た布達は、「布達書」(布令書)として印刷に付され、区・町村ごとに戸数に応じた部数が頒布されるとともに、各地の掲示場(明治八年廃止)で告示されました²。布達書は、「布達番号録(簿)」で管理され、簿書専務の手で発令日や文書番号、文書件名、印刷部数などが書き込まれました⁴。

ちなみに、明治八年頃、伊藤は布達書の誤りに気付かないまま、頒布するという過失を犯しています⁵。ただしこの時は、発覚前に自ら申し出たことで、お咎めなしとなったようです。

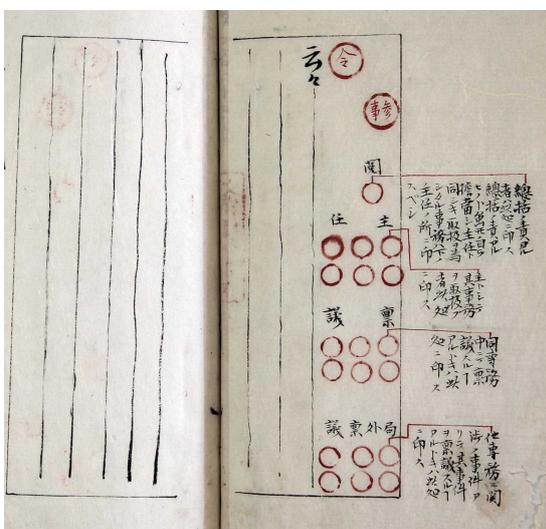
印刷された布達書は、少なくとも明治八年以後は、簿冊に綴じて管理されました。そのきっかけとなったのは、明治八年四月の太政官達でした。太政官では、明治六年五月に庁舎が焼失し、多くの文書が失われた経緯がありました。そこで記録文書が失われれば、「後日ノ照会」ができません、事務上の困難が生じるとして、保存方法を設けて大切に保管するよう府県に求めたのです。

現在、県が所蔵している「布達編冊」は、明治七年以前は欠番が多々あり、全ての布達書(布令書)が綴じられていません。この時の達を受けて、新た

に編綴されたものと見られます。太政官は、簿冊目録の提出も命じたことから、明治九年以後、県は毎年各課の目録を内務省に提出しています⁷。

明治八年五月には、布達に文書記号が導入されます。それ以前の布達(布令)は「第〇号」というように、文書番号のみが記され、細かな文書の区分はありませんでした。しかし、布達「甲第一号」によって、県内全域に関わるものは「甲号」、一部の地域・集団に限定するものは「乙号」、各課・官員に関わるものは「丙号」と区別されたのです。その後、文書記号は、種類や意味内容を変えながら、現在まで用いられています。

なお、官省・府県との往復文書や、諸課・官員向けの達などは、簿書専務自ら文案を作成していました。官員履歴や印鑑の管理、後の県公報に相当する



①稟議の様式(明治6年8月)【明い46合本3(18)】

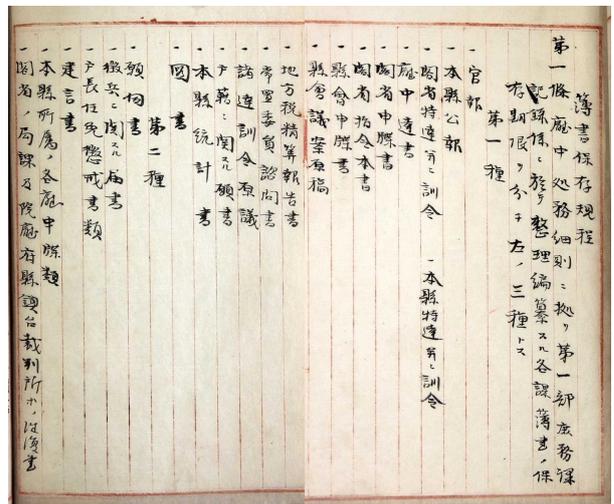
「日誌」の編纂も彼らの仕事です。簿書専務の事務は多岐にわたり、大きな権限をもっていたのです。

その後、簿書専務は、第一課簿書掛(掛の設置、明治九年一月)、第一課(掛の廃止、同年九月)、庶務課簿書部(部の設置、明治十一年十月)、本局付属(簿書部の廃止、明治十三年三月)、内記課職務部(明治十七年九月)と度々改称し、明治十八年九月に庶務課記録係となります。この時、同じ庶務課には、職務係や往復係が置かれ、従来の多様な文書事務は、これらの係で分担されることになりました。ただし、伊藤は職務係と記録係の兼務が命じられており、引き続き、文書事務の中核的役割を担いました。

簿書保存規程の制定

明治十九年七月、地方官官制が公布され、知事は国の法令の範囲内において、府県令の発布ができることとなります。そのため、同年八月より布達は県令と改められ、その他の達も、訓令・庁中令などになりました。布達書の頒布はなくなり、その後は「滋賀県公報」を通じて、県の法令が周知されることとなります。「県令達」の簿冊目録(明い1〜280)が、明治十九年より始まっているのは、この時期に県の法令体系が大きく変わったためです。

明治十九年十二月には、簿書保存規程が制定されます(写真②)。全ての簿冊に重要度に応じた保存期限が明記されることとなり、第一種は永久、第二種は一〇年間、第三種は三年間と定められました。第一種の簿冊は、「県会議案原稿」「諸達訓令原議」



②簿書保存規程【明い167 合本1(49)】

「本県統計書」などで、現在に至るまで県庁で保存されてきたものです。一方、第二種の「願伺書」「建言書」などや、第三種の「庁内往復書」「統計材料」などは、一定の保存期限が過ぎれば、主務課(文書作成課)と記録係が再確認した後は廃棄されたため、その内容を知ることができません。現在私たちが「歴史的文書」として確認できる文書は、当時の県官員が作成した膨大な文書の内、ごく一部なのです。

当初、庁内の全簿冊の管理は、記録係の事務とされましたが、翌二十年四月に同係は廃され、各部と学務・監獄両課に文書主務が置かれています。ただし、翌二十一年四月には、各部の文書主務は廃され、再び庶務課に文書係が置かれました¹⁾。さらに明治二十三年十月、文書事務は知事官房の管轄となり²⁾、同

二十六年十一月、知事官房に文書掛が置かれて以後は⁴⁾、昭和七年(一九三二)十月に文書課となるまで、同掛(係)は存続することになります。

明治二十年一月、庁内の内部管理を担う知事官房が設置されると、伊藤はその附属書記を兼務するよう命じられ、同年三月に庶務課長、同二十三年十月に知事官房書記に就任します¹⁾。翌二十四年三月には、俸給も判任官三等上級俸(四五円)となり、知事・書記官(副知事)に次ぐ金額となりました(同月退官。晩年は日吉神社宮司)。

一貫して県の文書事務を担った伊藤に対するこのような厚遇は、県行政における同事務の重要性を示すものといえるでしょう。もちろん当時は、公文書が「県民のもの」という意識には乏しかったものの、行政事務を円滑に進めるためには、今と同様に欠かせないものだったのです。(大月英雄)

1 諸課各専務及人民へ達簿【明い33(4)】。
 2 『滋賀県史』一〜五編「官員履歴(国立国会図書館蔵)」。
 3 『本県無記号達簿冊』【明い37(76)】、【明い58(144)】、【明い60(1)】。
 4 『布達番分簿』【明い34(1)】、【明い95(1)】。
 5 『退職者履歴書』【明い149(35)】。
 6 『太政官公達編冊』【明い114(47)】。
 7 『官省申牒録』【明い58(17)】。
 8 『本県甲号達簿冊』【明い65(1)】。
 9 『丁号達簿冊』【明い161(23)】。
 10 『庁中諸達並三訓令編冊』【明い167(合本1(49))】。
 11 『庁中達簿冊』【明い170(合本1(23))】。
 12 『庁中達并訓令編冊』【明い174(合本2(8))】。
 13 『課号達原議編冊』【明い183(合本2(90))】。
 14 『本県訓令編冊』【明い206(合本2(83))】。
 15 前掲「退職者履歴書」。

催し物案内

【企画展示】

「白熱する滋賀県会―湖国から見た明治維新③―」

期間 7月23日(月)～10月18日(木)

「溢れる琵琶湖、出征する県民」

―湖国から見た明治維新④―

期間 10月22日(月)～1月24日(木)

【講演会】

「琵琶湖の水運史―汽船と鉄道の時代を中心に―」

日時 11月21日(水) 13時半～15時

講師 太田浩司氏(長浜市市民協同部学芸専門監)

会場 滋賀県庁新館7階大会議室

【表紙解説】西明寺境内見取図

古社寺保存法(明治三十年)に基づく特別保護建造物の県下第一号として指定されたのが、犬上郡東甲良村(現甲良町)にある西明寺本堂です。明治三十年(一八九七)十二月の第一回目の指定によるものでした。

表紙の写真は、西明寺境内の様子を描いたものです。また、指定された本堂の図面は本誌4頁に掲載しています。どちらも、同頁で紹介した「古社寺調査編冊」に綴じられているものです。

西明寺は現在でも紅葉の名所として有名ですが、絵図でも赤く色づいた木々が描かれているのが印象的です。

利用案内

【利用時間】

午前9時～午後5時

【休室日】

土日祝日、年末年始

【閲覧方法】

◇来室して申請

①室内の文書目録(パソコンまたは紙)で閲覧したい文書を探す。

②閲覧申請書に必要事項を記入して受付に提出。

*個人情報情報の審査が終わるまで、数日～1週間程度かかります(電話・メール等で連絡)。

③文書を閲覧する。

◇自宅から申請

①当室ホームページ内「歴史的文書」目録で閲覧したい文書を探す。

②閲覧申請書に必要事項を記入して、メール・FAXで提出(審査が終わるまで連絡を待つ)。

③文書を閲覧する。

【その他の利用】

- ・文書の撮影は、持参した機器で各自が行ってください(複写物の交付は、職員に御相談ください)。
- ・企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。
- ・文書の掲載・借用の際には、別途該当する申請書が必要となります。

アクセス

- ①JR大津駅から東へ徒歩5分。
- ②京阪電気鉄道島ノ関駅から南南西へ徒歩5分。



周辺地図

滋賀のアーカイブズ 第5号
平成30年(2018年)9月1日

編集・発行

滋賀県県政史料室

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階 県民情報室内

Tel : 077-528-3126

Fax : 077-528-4813

Mail : kenmin-j@pref.shiga.lg.jp